

韓国保護国化過程におけるメディアの韓国認識

片 山 慶 隆[※]

- I はじめに
- II 日韓議定書に関する評価
- III 「韓国荒蕪地開拓案」をめぐる論争
- IV 韓国擁護論の不在
- V 韓国統治の方法に関する議論
- VI 結論

I はじめに

本論文の目的は、日韓議定書が締結された1904年2月から第二次日韓協約（乙巳保護条約）により韓国¹⁾が保護国化された1905年11月までの時期について、日本のメディア、特に新聞による韓国認識を論じることにある。これを研究するのは、以下のような理由がある。

第一に、すでに日本の韓国認識に関しては多くの研究がありながら²⁾、日本に

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第4巻第3号2005年11月 ISSN 1347-0388
 ※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了（2005年法学博士号取得）
 COE（ヨーロッパの革新的研究拠点—衝突と和解—）フェロー

- 1) 本論文が扱う時期に、地域名称としての朝鮮半島に存在した国家は、「大韓帝国」（1897～1910年）を国号として採用していたので、名称は「韓国」で統一する。ただし、国号を変更する1897年10月12日以前の記述では「朝鮮」を、地域名称としては、日本での慣例に従い「朝鮮半島」を使用した。対韓認識のように略称を用いた場合は、1897年10月12日以前の記述でも、便宜上、韓の字を用いた。
- 2) 旗田巍『日本人の朝鮮観』（勁草書房、1969年）、高崎宗司『「妄言」の原形—日本人の朝鮮観（増補三版）』（木犀社、2002年。初版は1990年に刊行）、中塚明『近代日本の朝鮮認識』（研文出版、1993年）、伊藤之雄『日清戦争以後の中国・朝鮮認識と外交論』（京都大学法学部百周年記念論文集刊行委員会編『京都大学百周年記念論文集』第1巻所収、有斐閣、1999年）、伊藤之雄『日露戦争以前の中国・朝鮮認識と外交論』（『名古屋大学文学部研究論集』第119号、1994年）、中根隆行『〈朝鮮〉表象の文化誌』（新曜社、2004年）などがある。また、『日韓共同研究叢書』の一環である、宮嶋博史・金谷徳編『近代交流史と相互認識Ⅰ・Ⅱ』（慶應義塾大学出版会、2001、2005年）、渡辺浩・朴忠錫編『韓国・日本・「西洋」』（慶應義塾大学出版会、2005年）は、近年の重要な研究成果である。

よる植民地支配の起点となった日露戦争から第二次日韓協約に至る時期に関しては研究があまり存在せず、また、この時期に触れた研究でも特定のメディアに分析対象が偏っているなどの問題点が存在するため、依然として明らかになっていない点が多いからである³⁾。つまり、本論文では、従来の研究では十分に解明されていない保護国化過程における韓国認識を分析することを目的としている。そして、この時期は韓国保護国化過程という重要な時期であると同時に、図書館の建設増加やメディアの地方進出によって、新聞読者層が増加するという現象も見られた⁴⁾。もちろん、日露戦争も新聞購読の拡大に拍車をかけ、新聞の影響力は強まっていたと言えよう⁵⁾。そのため、出来るだけ多くの新聞を用いることで、メディアの韓国認識がいかなるものであったかを示すことにした。

なお、史料としては、新聞では、『二六新報』（『東京二六新聞』）、『万朝報』、『日本』、『東京朝日新聞』、『毎日新聞』、『時事新報』、『国民新聞』、『報知新聞』、『東京日日新聞』、『都新聞』、『週刊平民新聞』、雑誌では『日露戦争実記』、『太陽』を使用した⁶⁾。

第二に、第一点とも関わるが、日本のメディアが韓国支配を認めた論理を明らかにすることである。日本による韓国・朝鮮に対する差別の問題性を指摘するだ

-
- 3) 本論文と関係する重要な先行研究として、田中慎一「保護国問題」（『社会科学研究』第28巻第2号、1976年）、田中慎一「朝鮮における土地調査事業の世界史的位置（一）（二）」（『社会科学研究』第29巻第3号、第30巻第2号、1977・1978年）、平石直昭「韓国保護国論の諸相—独立と併合の間—戸水寛人、竹越三叉、有賀長雄を中心に」（前掲『近代交流史と相互認識Ⅱ—日帝支配期』所収）がある。特に、田中、前掲論文「朝鮮における土地調査事業の世界史的位置（二）」は、日露戦争期のメディアを数多く扱った例外的な研究であり、大いに参考にした。ただし、田中氏は保護国論の検討が主たる問題関心であるため、韓国荒蕪地開拓案や「リベラル」な立場から政府に批判的なメディアには触れていない。本論文とは視点が異なると言えよう。また、平石氏は当時の代表的な知識人3名の韓国認識を扱っており、適宜参照した。本論文は、数多くのメディアによる日韓議定書以降の重要な出来事に対する反応を分析し、メディアの全体的な状況を描くことを目的としている。
 - 4) 永嶺重敏『〈読書国民〉の誕生』（日本エディタースクール出版部、2004年）、3—46、200—205頁。
 - 5) 有山輝雄「ある地域社会における新聞雑誌購読—福島県梁川町・明治期の事例—」（『メディア史研究』第15号、2003年）、84—86頁。ただし、有山氏が指摘しているように、依然として国民の半数以上は新聞を全く読まない層であり、新聞・雑誌の影響力は慎重に考察する必要がある。

けでなく、これが生まれた構造を解明しない限り、問題の解決は到底あり得ないのは森山茂徳氏が指摘する通りであり⁷⁾、保護国化過程で本格的に日本の支配が開始されたことを考えると、この時期の研究は非常に重要である。ここでは、日韓議定書、韓国荒蕪地開拓案、第一次日韓協約、第二次日英同盟、第二次日韓協約など、韓国の地位に大きな変更を迫る出来事を軸として⁸⁾、韓国認識の変化を

- 6) 山本武利『近代日本の新聞読者層』（法政大学出版局、1981年）、412頁の表によると、1903年11月時点で、『万朝報』は87000部、『二六新報』は142340部、『東京朝日新聞』は73800部、『報知新聞』は83395部、『都新聞』は45000部、『時事新報』は41500部、『東京日日新聞』は11700部、『国民新聞』は18000部、『日本』は10000部、『毎日新聞』は14000部であったが、1904年10月には『万朝報』は160000部、『東京二六新報』（1904年4月に改称）は32000部、『東京朝日新聞』は90000部、『報知新聞』は140000部、『都新聞』は60000部、『時事新報』は55000部、『東京日日新聞』は35000部、『国民新聞』は20000部、『日本』は12000部、『毎日新聞』は8000部になった。また、『週刊平民新聞』は同書、156頁によると、4200部であった。『太陽』、『日露戦争実記』も多くの発行部数を誇っていた。
- なお、この時期の新聞に関する社会状況については、佐々木隆『メディアと権力』（中央公論新社、1999年）第4章が詳しい。また、各新聞に関する研究は枚挙に暇がないが、『万朝報』と黒岩周六社長に関しては、山本武利『新聞記者の誕生』（新曜社、1990年）第3章第2節『『万朝報』と黒岩周六』、『東京朝日新聞』に関しては、伊藤之雄『立憲国家と日露戦争—外交と内政1898～1905—』（木鐸社、2000年）、246～272頁、『国民新聞』に関しては、有山輝雄『徳富蘇峰と国民新聞』（吉川弘文館、1992年）、『二六新報』（『東京二六新報』）と秋山定輔社長に関しては、櫻井良樹『大正政治史の出発』（山川出版社、1997年）第4章「日露戦後における拳国一致論の一端」（初出は、「秋山定輔と桂新党（立憲同志会）」として、『麗澤大学紀要』第50号、1990年に発表）、広瀬玲子「日清・日露戦争期の国家意識—『二六新報』の主張を中心に—」（鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗』第2巻所収、日本評論社、1982年）が代表的な研究である。『太陽』に関する研究としては、鈴木正節『博文館「太陽」の研究』（アジア経済研究所、1979年）、鈴木貞美編『雑誌「太陽」と国民文化の形成』（思文閣出版、2001年）がある。『二六新報』は、急激に発行部数を減少させているが、これは「露探」事件の影響が大きい。「露探」事件とは1904年3月中旬に、二六新報社社長秋山定輔がロシアに日本の情報を流しているとの噂から、「露探」（ロシアのスパイ）であると疑われ、衆議院議員を辞職した事件のことである。そのため、『二六新報』も発禁となり、改称しての再発をせざるを得ない状況に陥った。
- なお、「露探」事件に関する研究には、奥武則『「露探」の時代—日露戦争期のメディアと国民意識—』（『社会志林』第51巻第3号、2004年）、吉村道男「露探と日本社会」（『歴史読本』2004年4月号）がある。
- 7) 森山茂徳「明治期日本指導者の韓国認識」（前掲『近代交流史と相互認識Ⅰ』所収）、321頁。
- 8) この時期の日韓関係に関する代表的な研究として、森山茂徳「明治政治史における朝鮮問題」（坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』所収、山川出版社、1985年）、森山茂徳『近代日韓関係史研究』（東京大学出版会、1987年）、

明らかにしていきたい。

第三に、近年の日本と韓国（大韓民国）・北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）・中国・ロシアなど近隣諸国との関係を振り返ると、メディアによる報道のされ方が相手国に対する好悪の感情・イメージに大きく影響していることをあらためて考えさせたことである。本研究は、同時代史研究ではなく、また、韓国・朝鮮のみを扱っているが、対外認識の問題性やメディアの持つ影響力という問題意識を持ちつつ、汲み取るべき教訓の多い現代的意義のある研究でありたいと考えている。

II 日韓議定書に関する評価

1 開戦以前の韓国認識

まずは、日露開戦以前の韓国認識について述べる。日本の朝鮮認識に関しては、近代以前から蔑視観が一部にあったが、それが広まったのは明治維新以降である⁹⁾。特に1882年の壬午軍乱、1884年の甲申政変、1895年の日清戦争時における「甲午改革」の挫折は、日本政府の指導者にとって、朝鮮が独立した近代的な文明国になるという考えをほぼ捨てさせた点で重要であり¹⁰⁾、このような認識は野党政治家や言論人においても共通する一般的なものであった¹¹⁾。

日清戦後から義和団事件までの日本にとって、朝鮮半島は侵略の対象であった。ただし、閔妃暗殺事件の影響で日本の勢力が著しく後退したことや、ロシアとの対峙が厳しかったことによって、韓国政府への指導を強化するなど政治的影響力を決定的に強めることや、鉄道・鉱山・農業などの経済進出を行なって保護国化を進めることは出来なかったのである¹²⁾。この後、南進論が放棄され、さらに日英同盟が結ばれると、韓国への侵略意識は非常に強まることになった。

森山茂徳『日韓併合』（吉川弘文館、1992年）、海野福寿『韓国併合』（岩波新書、1995年）、海野福寿『韓国併合史の研究』（岩波書店、2000年）、海野福寿『伊藤博文と韓国併合』（青木書店、2004年）がある。

9) 森山、前掲論文「明治期日本指導者の韓国認識」、305-309頁。

10) 同上、309-318頁。

11) 森山茂徳「野党政治家、言論人の韓国観—『同化主義』との関連から」（前掲『韓国・日本・「西洋」』所収）参照。

12) 伊藤、前掲論文「日清戦争以後の中国・朝鮮認識と外交論」参照。

1901年6月に成立した第一次桂太郎内閣は、政権発足当初からイギリスとの同盟と韓国保護国化を目標として掲げた¹³⁾。11月から具体的な段階に入った日英同盟交渉では、「日韓の特殊関係」による韓国での「行動の自由」を日本政府が主張したが、イギリス政府は日本による韓国での危険な政策にイギリスが巻き込まれることを警戒した。結局、日本が韓国に「政治上並に商業上及工業上格段に利益を有する」との表現に落ち着いて、1902年1月30日に締結された日英同盟には結局「行動の自由」は明記されなかったのである¹⁴⁾。日英同盟は成立当初、『万朝報』『二六新報』のような大新聞に批判されたが、概ね熱烈に歓迎された。その評価は激しく変化していたが、同盟は韓国の支配を正当化するために利用された。これは韓国を勢力圏に組み込むことを目的として締結され、経済界・言論界も同様の評価であった。同盟は批判される場合でも、日英同盟が認めている韓国の権益拡大が進んでいないという文脈で批判され、日英同盟により韓国が勢力圏になったという認識を広めたという意味で、韓国認識を変化させたと言える¹⁵⁾。

では、日露交渉の中で日本側はいかなる姿勢で韓国を扱おうとしていたのだろうか。ロシアの段階的満州撤兵が1903年4月の第二期に実現しなかったことにより、日露交渉が行なわれた¹⁶⁾。日本政府は、例えば、6月23日の御前会議で提出された小村寿太郎外相の意見書において¹⁷⁾、韓国は「対馬と相距ること僅に一衣水のみ」であり、「若し他の強国にして該半島を奄有するに至らば帝国の安全は常に其脅す処となり到底無事を保つへからず此の如きは帝国の決して許容する能

-
- 13) 宇野俊一校注『桂太郎自伝』(平凡社、1993年。原著は1902年に口述筆記)、255頁。
 - 14) 日英同盟協約の全文は、外務省編纂『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻(日本国際連合協会、1955年)、203-205頁。第一次同盟交渉研究に関しては枚挙に暇がないが、代表的なものとして、Ian. H. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires 1894-1907*, London, 1966, Second edition 1985、伊藤、前掲書、千葉功「満韓不可分論=満韓交換論の形成と多角的同盟・協商網の模索」(『史学雑誌』第105編第7号、1996年)が挙げられる。
 - 15) 詳しくは、片山慶隆「日英同盟と日本社会の反応1902-1904(1)(2・完)~言論界の動向を中心として~」(『一橋法学』第2巻第2号・第2巻第3号、2003年)参照。
 - 16) 日露交渉に関する代表的な研究としては、伊藤、前掲書、千葉功「日露交渉-日露開戦原因の再検討」(『年報・近代日本研究』第18号、山川出版社、1996年)がある。
 - 17) 小村寿太郎「対露交渉に関する件」1903年6月23日、外務省編纂『日本外交文書』第36巻(日本国際連合協会、1957年)、1-4頁。

はさる所にして随て之を予防するは帝国伝来の政策」であると、韓国が持つ国防上の重要性を強調していた。そして、言論界でも韓国に関する「優勢なる利益」は譲るべきではないという意見が圧倒的な多数を占めていたのである¹⁸⁾。

交渉が大詰めを迎えた12月30日に閣議決定された「対露交渉決裂の際日本の採るべき対清韓方針」の中で、韓国には「如何なる場合に臨むも実力を以て之を我権勢の下に置かさるへからさるは勿論なりと雖出来得へき丈けは名義の正しきを選ぶを得策とする」との方針から「攻守同盟若くは他の保護的協約を締結し得は最も便宜なるへし故に時機到来せば」締約を結ぶ素地を作っていくと述べられている¹⁹⁾。後の日韓議定書につながる、まさに日露戦争中の対韓政策の軸となるべき決定であった。

2 日露戦争勃発と日韓議定書

日露開戦とともに日本軍は韓国に上陸し、1904年2月8日に仁川、9日にはソウルを占領した。開戦早々の仁川と旅順での海戦勝利の報は、「紀元節の佳節に当り、日本の歴史に更に一新紀元を作る可き佳報を獲、之を本誌上に飾るを得るは、吾人の衷心喜びに堪へざる所」と紀元節と重なったこともあり、『東京朝日新聞』に、市中に国旗を掲げ、祝杯をあげないものはいなかったと表されるほど日本国民は熱狂した²⁰⁾。

そして、韓国が占領される中で、日韓議定書は、林権助駐韓日本公使と李址鎔法部大臣兼外部大臣臨時署理によって23日にソウルで調印されることになるのである。

日韓議定書は、全六条から成っていた²¹⁾。第一条では、日韓両国が「恒久不易の親交を保持し東洋の平和を確立する」ために、韓国は日本を「確信し施設の改

18) 片山、前掲論文(2)参照。

19) 1903年12月30日閣議決定「対露交渉決裂の際日本の採るべき対清韓方針」、前掲、『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻、219頁。

20) 『東京朝日新聞』1904年2月11日「制海権の握有」。「万朝報」1904年2月12日「尤も記憶すべき紀元節」も同じような様子を伝えている。

21) 日韓議定書全文は、前掲、『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻、223-224頁。

善に関し其忠告を容るる事」とされ、日韓の「親交」と「東洋の平和」の名のもとに韓国内の施設を日本が利用出来ることになった。第二条では、日本は「大韓帝国の皇室を確実なる親誼を以て安全康寧ならしむる事」が、そして第三条では、日本政府が「大韓帝国の独立及領土保全を確実に保証する事」が定められ、日本によって韓国皇室の安寧や韓国の独立と領土保全が保証されるとされた。

しかし、ここまでは日本に侵略されるとの懸念を韓国政府が抱かないように決められた条項であり、日本側の目的はこれ以降の条文にあったのである。

まず、第四条では、「第三国の侵害」や内乱によって韓国皇室の安寧や領土の保全に危険が迫った場合、日本政府は「必要な措置」を取り、韓国は十分な便宜を与えなければならないとされ、また、日本はこの目的を達成するために、「軍略上必要の地点を臨機収用することを得る事」と軍隊の駐留権を獲得した。さらに、第五条では、両国政府が相互の承認を経ずに「本協約の趣意に違反すへき協約を第三国との間に訂立する事を得ざる事」と、日本の利益に反する協定を韓国が結ぶことを事実上不可能にしようとした。第六条では、本協約に関連する詳細な規定がある場合は、日韓両国代表者が臨機応変に協定を結ぶことを定めた。これは、日韓協約などを後に結ぶことに含みを持たせたものと言えよう。

この日韓議定書を、政府寄りの姿勢から「御用新聞」として知られていた『国民新聞』は「韓国は、其の独立と保全とを、帝国の保護の下に託し、其の施政の改善を、帝国の忠告に委したり。此の協約の精神を実現し、其の目的を達するに努むるは、我が日本の権利にして又た義務たるなり」とした上で、「韓国の政治改善の第一着手は、其の外交の改善にあり」と、まずは外交の改善を行なうべきであると主張した²²⁾。そして、韓国が日本と同盟国イギリスに「充分なる友誼的精神」を示さず、「此に相反するの態度に出づるが如きことあらんが、日韓協約は、直に反故と化す」ので、この「改善」の内容としては、「韓国の外務省は、實際上に於て、帝国外務省の一支部」とすべきであるという、外交権への大幅な干渉が早くも考えられていたのである。

さらに、『国民新聞』は、3月17日から26日まで行なわれた伊藤博文特派大使

22) 『国民新聞』1904年3月8日「韓国の政治改善」。

による、韓国皇帝への謁見を含む韓国訪問を「大使が、日本に於て、毫も韓国の保全を損傷せんとする意思なきことを明瞭にしたるが為に、韓廷は満足なる喜びを表し、韓国民を挙げて、我が国の韓国に対する好意を了解するに至りぬ」と高く評価した²³⁾。その上で、この「好機に乗じて、韓国に対する事実的経営の歩を進めんことを希望せざるを得ず」と、商権拡張・農業・鉱山採掘を実行するための土地所有権獲得も必要だとしたのである。

『毎日新聞』は、「独立の位置を保たしめ」て「独立の事実を挙げしむ」のは、日本が韓国に対して持つ義務だと述べ、その点から政治的な助言・教育・経済発展に貢献するために日本人の移住を奨励した²⁴⁾。『太陽』は、6月に『満韓大観』として、韓国にも多くの紙幅を割き、主要都市・貿易港を含む地理・政治・社会・歴史が詳しく説明されているが、この中では「日本の指導に従ひ、政治を改め、交通を便にして、経済を鞏うし、国利を開き、民福を進むる」ならば、「国家の富強を致し、文明の伍伴に入り、東洋平和の保障者となる」と結論づけられている²⁵⁾。

また、それほど具体的な提案はなくとも、『万朝報』が「夫れ韓国は言ふまでもなく我れの勢力範囲也、我れの自由経営に属すべき地域也²⁶⁾」と主張し、『報知新聞』は「日韓条約成りて朝鮮は我が永久的の保護同盟国となる」と評価し²⁷⁾、『日本』は、「今回の議定書を見て平等両国の同盟とのみ思ふが如きは、時局将来の趨勢を解する者に非ず」と述べ、「帝国自衛の為に外ならず」と率直に評価しているように²⁸⁾、韓国を保護下に置いたとの認識は広く持たれていた²⁹⁾。

しかし、『時事新報』のように、日韓議定書は「韓国政府は日本政府を確信し施政の改善に関し其忠告を容るることを規定」しているが、「朝鮮は兎に角に独立国の対面を具へて諸外国との条約も現存し其間に利害の関係もある」ので、

23) 『国民新聞』1904年3月29日「韓国経営の好機」。

24) 『毎日新聞』1904年5月25日「朝鮮に対する義務」。

25) 『太陽』増刊第10巻9号『満韓大観』第二篇韓国、116頁（1904年6月15日）。

26) 『万朝報』1904年4月30日「対韓処置に深憾あり」。

27) 『報知新聞』1904年3月1日「李容翊氏を厚遇せよ」。

28) 『日本』1904年2月29日「韓半島と日本」。

29) 田中、前掲論文「朝鮮における土地調査事業の世界史的位 置（二）」、23-26頁でも、「保護国」という用語が議定書締結時に頻出することが指摘されている。

「我国が保障者たり忠告者たるの地位に立ちて其国の安全を保護し其施政の改善を施行せしむるに就ては第三国をして明に我目的の所在を認め其誤解を防ぐの注意も亦自ら必要なる可し」という慎重な意見も存在した³⁰⁾。同紙は、日清戦争時の井上馨による「朝鮮内政改革」が列強の干渉によって挫折したことを教訓としていることが、このような主張につながっていたのである³¹⁾。また、『東京日日新聞』は、議定書を「独り韓国の幸なるのみならず韓と関係を有する総ての国民の幸なり」と述べ、「列国民の利害は寧ろ之に依りて保固を加へ」と、同様に列強への配慮を忘れていない³²⁾。

つまり、日韓議定書への評価をまとめると以下になるであろう。

第一に、議定書は、『国民新聞』のように、早くも外交権の制限に関連づけて考える意見は少数であったが、韓国は日本の支配下にあり、これを機に経済権益の拡張などを進めるべきだとする主張は一般的であった。ただし、『時事新報』と『東京日日新聞』は、議定書が韓国の独立を脅かすのではないかという列強の疑惑を招くことを危惧して、必要以上の内政干渉を行なうことを諫めた。

第二に、政府が議定書で明文化していたように、各新聞も韓国の独立と領土保全を守ることを強調していた。前述したように、この時点では『国民新聞』以外は外交権への干渉など韓国の主権を大幅に侵害するような主張を行なっていなかったこともあり、議定書の枠内での政治上の助言や「施設の改善」を考えていたのである。また、一部の新聞ではやはり列強の干渉を恐れていたために、独立と領土保全を唱えていた面はあるだろう。

以上に見たように、議定書締結時にはすでに意見の相違が存在していた各新聞であるが、より大きな論争を生む出来事が起きる。それが次章で見る「韓国荒蕪地開拓案」問題である。

30) 『時事新報』1904年3月12日「特派大使の差遣」。

31) 『時事新報』1904年3月22日「朝鮮施政の改善に就て」。この論説でも、韓国は独立国であるので、「其内政に立入て々々指図す可きに非ず要は唯その大綱を総攬し国内一般の人民に文明の徳澤を普及するの方針を以て之を導き」と述べている。

32) 『東京日日新聞』1904年3月28日「韓国の地位」。

Ⅲ 「韓国荒蕪地開拓案」をめぐる論争

林権助駐韓公使が6月6日に李夏榮外部大臣に提出した「韓国荒蕪地開拓案」は³³⁾、元大蔵省官僚長森藤吉郎により考案され、小村寿太郎外相と林公使の修正を受けたものである。その内容は、「宮内府有並に官有既に開墾地及民有地にして其所有の事実明白なる土地、田畑、山林、原野等を除く外大韓帝国」の「一切の荒蕪地の開墾、整理、改良、拓殖等一切の経営を長森藤吉郎に委任」して、長森はこの土地に「農作物を植付け若くは有利に利用したる時より開始し満五ヶ年間は何等の上納金を納むる事無く土地の試用」が出来るという土地収奪計画であった³⁴⁾。

これに対して、李外部大臣は「国内土地荒廢の所は、韓国自らが当然開墾拓殖を行なう」ので、外国人とは締約を結ばないと強い姿勢で拒否した³⁵⁾。即日回答を無視された萩原守一代理公使は、「貴国財政の利害損失及貴国の富源開発等」に必要な問題なのに、これを「輕輕に看過」して「両国の親交を毀傷する」ならば、「貴我国交上好ましからざる結果を来すべきは必然」と脅迫とも言える警告を行なった³⁶⁾。

しかし、韓国における抵抗運動は強いものがあつた。例えば、『皇城新聞』は、6月20日の「論山林川澤認准説」を嚆矢として³⁷⁾、韓国荒蕪地開拓案を日本による土地収奪計画と判断して、同月下旬から激しい批判を展開するようになる。そして、「日本人之要求之不義」や、「全国三千里之山川土地」を荒地と称して取り上げることを批判し³⁸⁾、全国同胞へ抵抗を呼びかけた³⁹⁾。韓国政府に拒否される

-
- 33) 韓国荒蕪地開拓案に関する代表的な研究として、君島和彦「日露戦争下朝鮮における土地収奪計画とその反対闘争」(旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』下巻所収、龍溪書舎、1979年)、尹炳爽「日本人の荒蕪地開拓案要求について—1904年長森名義の委任契約企図を中心に—」(歴史学会編『韓国史論文選集VI近代篇』所収、ソウル、一潮閣、1976年)、山口宗雄「荒蕪地開拓問題をめぐる対韓イメージの形成、流布過程について」(『史学雑誌』第87編第10号、1978年)がある。
- 34) 1904年6月6日付李夏榮宛林権助公文、高麗大学校亜細亜問題研究所編『旧韓国外交文書』第7巻〔日案7〕(高麗大学校出版部、1970年)、117-120頁。
- 35) 1904年6月30日付萩原守一宛李夏榮公文、同上、178頁。
- 36) 1904年7月6日付李夏榮宛萩原守一公文、同上、188-189頁。
- 37) 『皇城新聞』1904年6月20日「論山林川澤認准説」。

以前から、萩原代理公使は小村外相に「韓廷末派の不平連は無職の無頼漢を煽動して理由なき反対の檄文又は集会を為さしめ」ており、「本案反対の声を高くし」ていると報告している⁴⁰⁾。

このような抵抗が勢いを増す状況の中で、韓国政府は、「官有でない土地は全て民衆の物、民衆の土地でない物は官有」であり、外国人に任せる土地はないとして拒否の回答と通告を行なった⁴¹⁾。

その後もソウルでは反対集会が日本軍によって弾圧されるなどの動きがあり⁴²⁾、韓国内の反対運動で民衆の強い支持を受けた政府と強引な日本との激しいやり取りは続いた。

そして、興味深いのは韓国荒蕪地開拓案に対して、日本でも論評に相違があったことである。

最もこの案を擁護したのは、『国民新聞』である。「荒蕪地開拓の如き、人口稀薄なる韓国の到底自ら実行し得べき事業に非らず」と韓国の開拓能力を否定し、「必ずや、之を我が国人に委するに非らざれば成就し難きや明なり」と日本に委ねなければならないことを強調した⁴³⁾。そして、荒蕪地開拓は「直接にも、間接にも、韓廷の利益たり、又た韓国全体の利益たる」と韓国の利益を増進させることを正当化の根拠としながら、それにもかかわらずこの案を韓国が受け入れないので、「唯だ韓国が一に我国の保護の下にあることを知らしめ、実力を以て之を指導誘掖し、我に対して、被保護者の実を挙げしむるのみ」と、強硬手段を用いるべきことも示唆している。

また、長森案の実行を「時期尚早」とする批判や撤回論の高まりに対して、これは軽視出来ない「一大重要事件」であり、なぜなら、「長森案の成否如何は、

38) 『皇城新聞』1904年6月29,30日「請質政府諸公」。

39) 『皇城新聞』1904年7月19日「告全国同胞」。

40) 1904年6月29日付小村寿太郎宛萩原守一電報「荒蕪地開拓案の成行に関し報告の件」、外務省編纂『日本外交文書』第37巻第1冊（日本国際連合協会、1958年）、586頁。

41) 1904年7月9日付萩原守一宛李夏榮公文、前掲『旧韓国外交文書』第7巻、196-197頁。

42) 1904年7月23日付小村寿太郎宛林権助電報、前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、600頁。

43) 『国民新聞』1904年7月8日「韓国経営の実行」。

我が韓国経営の試金石にして、此の経営にして実行する能はずとせば、他の経営は到底実行の望み無ければなり」と反論した⁴⁴⁾。そして、「韓国は、独力を以て、其の領土を保全する能はず」が故に、「保護者なる帝国よりいへば、被保護者が、好むにせよ、好まざるにせよ、欲するにせよ、欲せざるにせよ、我の対韓経営は、著々として、之を実行せざる可らず。又た之を実行すべき権力を有するものなり」と、日本を「保護者」と規定した上で、「被保護者」の韓国による反対でこれを撤回しては、「我が帝国の鼎の軽重を問はしむる」ことになる。さらに、「無知頑迷の韓民をして、益々排日本の気焰を高めしむる」ことにもなるが、これは断じて容認出来ないとして、強硬に長森案の実行を求めたのである。

『東京朝日新聞』も積極的に賛成したが、「韓国に於ける農業は何処までも有望」なので「邦人の続々同地に渡航して、農事経営をなさんことを希望」とすると積極的な移住を奨励し、金融機関があるのは便利だと第一銀行の活動も支持していた⁴⁵⁾。これは主筆であり、韓国をめぐる国際関係の専門家として数々の社説を執筆した池辺三山の韓国認識が関係しているであろう⁴⁶⁾。池辺は、1901年9月から10月にかけて韓国を訪れ、韓国は「隣国といふよりも隣村くらひに御座候⁴⁷⁾」であり、仁川や釜山には日本人が「四五千人」もいて、小学校もあるという状況だったので「ゆくさきざきにてむかしの友だち」に会うが、「朝鮮にては日本人大威張りに御座候 いくくの国にゆきてもかやうに威張り候様にありたしと存候事に御座候」と記している⁴⁸⁾。また、「朝鮮にては日本内地の旅行も同様にてすこしも外国に行きたる心地せず」とも述べているが⁴⁹⁾、このような記者である池辺が論説のほとんどを執筆しているため、『東京朝日新聞』の論調はきわめて強

44) 『国民新聞』1904年7月29日「対韓経営の要訣」。

45) 『東京朝日新聞』1904年7月16日「韓国の農事経営」。

46) 1897年ごろ執筆したと推定される「朝鮮論」には、朝鮮について論じる際には「朝鮮は自主独立の邦にあらず」ことを前提としなければならず、その上で露清の干渉を排して朝鮮をいかに保護すべきかが問題であると述べている。池辺三山「朝鮮論」(『日本近代文学館資料叢書〔第1期〕文学者の日記1池辺三山(1)』所収、博文館新社、2001年)参照。

47) 1901年9月29日付池辺獲三郎宛池辺吉太郎書簡(『日本近代文学館資料叢書〔第1期〕文学者の日記3池辺三山(3)』、博文館新社、2003年、60頁)。

48) 1901年10月4日付池辺獲三郎宛池辺吉太郎書簡、同上、62-63頁。

49) 1901年10月10日付池辺獲三郎宛池辺吉太郎書簡、同上、64頁。

硬である。また、戦争以前に発表された対露強硬論「七博士意見書」の中心人物として有名な戸水寛人東京帝国大学教授も、韓国人による発展は望めないとの前提のもとに、日本人による積極的な開拓を支持していた⁵⁰⁾。しかし、韓国荒蕪地開拓案の早期実施を求めていたのは、この二紙と戸水だけであった。

『時事新報』は以下のように述べている⁵¹⁾。韓国政府が韓国荒蕪地開拓案に反対して農鉱会社を起こしたのは、自国人の手で開拓を実行する意向を示したもののだが、韓国の現在の實力ではこのような大事業は到底無理である。しかも、日韓議定書によれば、「我国の忠告は朝鮮政府に於て恣に取捨するを得ず必ず之を容るるの義務あるものなる」のに、議定書が締結されてから「墨痕未だ乾かざるの今日、早く已に百方辞を構えて其義務を免かれんとするの色を示すは我国の威信に関する大事にして若しも漫然看過するに於ては彼の協約なるものは何時しか一片の空文に化し去る可し」と、沽券に関わることだけに「強硬な態度」で臨むべきであるとしている。

しかし、韓国が「不信の態度を取るに至りたる原因」を、「我政府は施政改善を忠告するの権利を収めながら」も未だに顧問官を送っていないことに求め、「先づ我国より顧問官を雇聘せしめ諸般の弊政を調査して其改善の必要を明にし然る後に荒蕪地開墾の如きも其改善の一端として我国人をして之を經營せしむるの策を講ざしむたらん」と、まずは顧問官の派遣が最優先事項であると主張した。『国民新聞』が反論した「時期尚早論」の立場と言えよう。

また、『都新聞』は、「荒蕪地と云ふも実際に至れば既開地と区別すること甚だ難し」なので、「此等の点より考ふれば韓廷たるもの豈軽々しく許可を与ふるを得んや」と、韓国の立場に理解を示した⁵²⁾。その上で、日本は海外に資本を投資する経済力がないので、「米国人にても此等の企業に投資せんとする者あらば進

50) 『外交時報』第81号、戸水寛人「長森案」(1904年8月20日)。平石、前掲論文、319頁によると、本論文で扱った時期の戸水は、移住した日本人が農業・林業などに従事する必要があるとしていた。彼は、増加する人口の「捌け口」として韓国を捉えており、このような主張が対韓政策の一貫したモチーフの1つであったと平石氏は指摘している。

51) 『時事新報』1904年8月2日「速に顧問官を派遣す可し」。

52) 『都新聞』1904年7月9日「長森案の疑義」。

んで之を歓迎する」と、外国資本の導入を提案している。

一方、『万朝報』は、「拓殖其の事は韓国の扶掖啓発の為に素より」重要だが、賭博師のような長森の案では駄目だと切り捨てている⁵³⁾。『毎日新聞』も同様に、官歴も経済力も平凡な長森が、韓国における「日本企業の第一着手として、重大の関係ある開墾事業を請求」することは認められないという立場であった⁵⁴⁾。『報知新聞』は、政府による韓国への拙策を責める文脈で、「所謂長森案を突飛に提出したるが如きは其最も劣悪なるものなり、是れ実に猛省せざる可らず」と批判し⁵⁵⁾、これを「資を投じて或る事業を經營すること無く、只だ紙上の権利のみを占め、実際の事業着手者より、過当の利益を壟断せんと試むるものは是なり」という「虚業主義の一標本」と断じた⁵⁶⁾。そして、『日本』は、「墾地問題の如きは時宜に因りて之を放置するも、固より害なきなり」と早急な解決を求めず、まずは日韓議定書の空文化を防ぐために軍事占領を実施し、「戦局終らん時まで一時我が民政の管理下に置く」べきだと、そもそもこの問題を重要視しない姿勢を示したのである⁵⁷⁾。

最後に、最も注目すべきは以下の二紙である。『東京二六新聞』では、非戦論者でキリスト教社会主義者の安部磯雄が、対韓政策は「先ず韓人の利益を謀り、而して彼らの利益を犠牲に供せざる範囲に於て自己の利益をも謀る」ことを基本として、韓国人を主として日本人を従とするべきであるとした⁵⁸⁾。その観点から荒地収奪計画に反対し、「開墾事業は韓人に任せて日本人は其資本を供給する」ことや、京釜・京釜鉄道を韓国政府や韓国の会社にいずれ譲り渡すべきであることを主張し、「これが真の独立扶植である」と述べた。また同紙は、第一次日韓協約後に、両国共通の利益を目的とせよと安部に近い見解を示している⁵⁹⁾。

さらに、『週刊平民新聞』は、日露戦争は韓国においてロシアを排除するための「正義の戦争」であるという説を批判し、これは韓国国民の立場になれば、列

53) 『万朝報』1904年7月19日「韓国拓殖案」。

54) 『毎日新聞』1904年7月15日「朝鮮開墾問題」。

55) 『報知新聞』1904年7月26日「対韓案の行悩み」。

56) 『報知新聞』1904年8月3日「韓国と虚業主義」。

57) 『日本』1904年7月26日「朝鮮の処分（軍事警察より軍事占領）」。

58) 『東京二六新聞』1904年9月2日「吾人の対韓策」。

強間による「朝鮮半島でふ空虚を衝ける競争に過ぎるに非ずや」として、「侵略」と見なした⁶⁰⁾。そして、「朝鮮人の素質に多望を寄す」との立場から、日本の干渉によるのではなく、韓国人自身による政治改革に期待したのであった。そのため、「韓国荒蕪地開拓案」は「韓国の土地を掠奪するの企図」とされ、「義戦の背後に此暴状あるを見よ」と当然批判されることとなった⁶¹⁾。また、高まる韓国保護国化論に対しては、韓国の独立扶植を唱えながら「日韓議定書の精神」によって韓国を「我国の保護の下に置く」矛盾を「笑止」と一蹴している⁶²⁾。

このように、韓国荒蕪地開拓案という一私人からの発案で始まった日本による韓国の土地収奪計画は、韓国からの強い反発を受けただけでなく、国内世論からの批判にもさらされた。そのため、9月29日には、最終的に小村の訓令によって計画が撤回されることになったのである⁶³⁾。

それでは、韓国荒蕪地開拓案をめぐる論争はどのように評価できるであろうか。

第一に指摘しなければならないのは、この案はあまりに強引で無計画であったために、原則的には反対していない論者も時期尚早と考えたり、実現不可能な

59) 『東京二六新聞』1904年9月14日「韓国保護権設定」。田中、前掲論文「朝鮮における土地調査事業の世界史的位 置(二)」、43-44頁では、この社説が協約により保護権が設定されたことと主張していたことが強調されている。しかし、ここでは「加護者にまで直接の不利益を与ふるといふ場合に、止むを得ず始めて併呑とか、主権の移転とかいふことになる」のであり、「加護国」は「被護国」の「発達進歩」と「共通の利益を全うする」ことが願いであると結論づけられている。他の新聞と比較して、韓国の立場に理解を示したものと解釈した方が適切であろう。

60) 『週刊平民新聞』第32号、1904年6月19日「敬愛なる朝鮮」。

61) 『週刊平民新聞』第35号、1904年7月10日。

62) 『週刊平民新聞』第36号、1904年7月17日「朝鮮併呑論を評す」。

なお、幸徳秋水はかつて韓国に対して侵略的な姿勢を見せていたが、日露戦争中にはこの論説で保護国化に反対するなど、劇的な韓国認識の変化を見せた。もっとも、意見を変えた幸徳に対して、彼が1903年10月まで記者として勤めていた『万朝報』は、1年足らずで自分の説を捨てるのかと皮肉っている。『万朝報』1904年7月18日「幸徳秋水君に問ふ」。

これに対して幸徳は、かつて自分は、政治家の唱える「独立扶植」の偽善を指摘していたと反論している。『週刊平民新聞』第37号、1904年7月24日「万朝記者に答ふ」。

なお、戦争以前における幸徳の韓国観に関しては、片山、前掲論文(2)、300-303頁、石坂浩一『近代日本の社会主義と朝鮮』(社会評論社、1993年)第1章を参照。

63) 1904年9月29日付林権助宛小村寿太郎電報「開拓交渉棚上げの件」、前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、607頁。

「虚業」と捉えたりしていたことである。そのため、政府に近い立場を採る新聞の支持しか受けることが出来なかった。

第二に、『週刊平民新聞』や『東京二六新聞』のように、彼らなりに韓国の立場に立って、韓国における「真の独立扶植」を望む勢力が存在したことは注目すべきである。特に、『東京二六新聞』のような数万部の発行部数を持っていた新聞にこのような主張があったことは、従来の研究では指摘されていなかった点である。

だが、国内の反対も受けて韓国荒蕪地開拓案が挫折したにもかかわらず、これ以降、政府の対韓政策を批判する勢力は減少していく。それはなぜなのかを以下に見ていくことにしたい。

IV 韓国擁護論の不在

韓国荒蕪地開拓案は挫折したが、日本の韓国支配は着実に進展していった。その代表的なものが、8月22日、林公使と尹致昊外部大臣署理との間で締結された第一次日韓協約であり、それは以下のような内容であった⁶⁴⁾。

- 「一 韓国政府は日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問として韓国政府に傭聘し財務に関する事項は総て其意見を詢ひ施行すへし
- 一 韓国政府は日本政府の推薦する外国人一名を外交顧問として外部に傭聘し外交に関する要務は総て其意見を詢ひ施行すへし
- 一 韓国政府は外国との条約締結其他重要な外交案件即外国人に対する特権譲与若しくは契約等の処理に関しては予め日本政府と協議すへし」

つまり、ここでは財務・外交顧問の雇用⁶⁵⁾と外交交渉における事前協議の義務付けを定めていたのである。

『国民新聞』は、韓国の外交を日本の指導下に置くべきだという年来の主張が実現したものだとの協約を歓迎した⁶⁶⁾。そして、これは日韓議定書の「注解」

64) 第一次日韓協約全文は、前掲『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻、231頁。

65) 後に、財務顧問には大蔵省主税局長の目賀田種太郎、外交顧問には駐米日本公使館顧問のアメリカー人スティーブンス (Durham White Stevens) が就任した。

66) 『国民新聞』1904年8月28日「韓国外交の指導」。『都新聞』も協約締結以前から外交権の掌握を主張していた。『都新聞』1904年7月13日「韓国経営の第一義」。

であり、「韓国に取りては、其の外交を統一するを得て、対外紛争の原因を絶つことを得、我国に取りては、其の独立と保全とを保障したる韓国外交の上に我国の意思を実現することを得べく、両国の利益たるや言ふ迄もなし」と、両国の利益を強調している⁶⁷⁾。

一方、『時事新報』は、目賀田の財務顧問就任には異議を唱えなかったものの、「協約の本文に外交顧問を特に外国人と為したるは聊か了解に苦しむ所なり」と、外交顧問を外国人としたことに対して疑問を呈した⁶⁸⁾。その上で、「今日は幸に意中の人物あれども若しも他日何等かの事故の爲めに其人物が顧問の地位を去らざる可からざる場合には如何す可きや」と、日本人を外交顧問にする必要が起きた場合に改訂を行なわざるを得ないような規定を批判した。

『東京日日新聞』も、「第三者」による介入を恐れ、外交権の制限を明確にすべきだと指摘したので『時事新報』にかなり近い立場だが⁶⁹⁾、このような注文をつけながらも多くの新聞は協約に賛成したと言えよう⁷⁰⁾。

そして、これ以降、『週刊平民新聞』や『東京二六新聞』のような主張が存在しなくなる状況が生まれてきた。日露戦争の連戦連勝に伴うナショナリズムの高まりが徐々に激しくなってきたのである。

『万朝報』自身が日比谷公園で国民後援会という大集会を開いた11月3日の天長節に始まり⁷¹⁾、1905年1月2日の旅順陥落直後には、市中各区は「祝捷の準備に着手し辻々の大国旗は殊に花やかに翻へり」、商店にはわかにかに金屏風を立て、軒先または屋上に国旗を掛けて、電車にもイルミネーションを飾るという様子であった⁷²⁾。2月11日の紀元節には、「祖先の子孫に恥ぢざる宏志と勇氣とを以て、

67) 『国民新聞』1904年9月7日「日韓協約の発表」。

68) 『時事新報』1904年9月6日「日韓協約」。

69) 『東京日日新聞』1904年8月31日「韓国の外交」。

70) 田中、前掲論文「朝鮮における土地調査事業の世界史的位 置 (二)」、41-53頁は、第一次日韓協約に対する新聞の反応を保護国論形成の観点から分析し、この協約では不十分であるという点から政府を批判した新聞があったことを明らかにしている。しかし、それらの新聞も協約を否認するものではなく、概ね賛成したと見ていいであろう。

71) 『万朝報』1904年11月3日「国民後援会開催」。

72) 『東京朝日新聞』1905年1月3日「新春の市中と旅順陥落」。また、『東京二六新聞』1905年1月6日は、旅順陥落記念号として通常4面の紙面を10面にして華々しく祝った。

驕露を朔北まで追捲くり、戦陣の間に今日の紀元節を迎へたり」と感激を表す新聞もあった⁷³⁾。提灯行列、旗行列、祝捷会が戦闘に勝利するたびに行なわれる状況の中で、韓国では「多少の一揆暴動」あるのみで恐れる必要はなく、悪政しか知らない韓国に日本が善政を施行すべきだという、現実にかけている韓国の抵抗を全く無視した「専門家」による論説⁷⁴⁾に反対する論者はいなくなってくるのである。

このような中で刊行されたのが、『日露戦争実記』第76編（『日露戦争写真画報』臨時増刊第25巻『韓国写真帖』）である⁷⁵⁾。この特集は、「韓半島の経営は、曩に日清戦役の唯一目的にして、今また日露戦役の主要なる精神なり」なので⁷⁶⁾、朝鮮半島経営の前提として知っておくべきとされた韓国の情報を網羅したものであった。そして、文明的でなく、迷信深く、理解が難しい国ではあるが⁷⁷⁾、農業経営や鉱山資源が有望であるなど具体的な分析もなされていた⁷⁸⁾。

すでに前年刊行されていた『太陽』増刊の『満韓大観』でも、「韓国の君主」は「遠く人民と離隔」しており、近代的な政治・教育制度が整っておらず、徴兵制が施行されていないだけでなく、海に囲まれているのに海軍も存在しないと、韓国における「近代性」の遅れを強調していた⁷⁹⁾。

また、「韓国問題は、日露戦争の根本的原因」だが⁸⁰⁾、韓国の重要性は今に始

73) 『東京二六新聞』1905年2月11日「紀元節」。『時事新報』1905年2月11日「紀元節」も、日露戦争開戦一周年時の成績を見ると「帝国の名誉武勇は大に世界に発揚して大勢の決する所、最早疑ふ可からず」であり、紀元節に際して「建国以来の歴史と日本国民の特質に徴して我戦勝の偶然ならざる所以を思ひ轉た感激の情に堪へざるものなり」と記している。

74) 『東京朝日新聞』1905年1月11日「韓人の生命財産」。このような主張は、当時の新聞で数多く見られる。

75) 『日露戦争実記』第76編（『日露戦争写真画報』臨時増刊第25巻『韓国写真帖』）、1905年6月20日。

76) 同上、小引。

77) 同上、38-44頁。

78) 同上、53-58頁。日露戦争期、日本のメディアにおいては、韓国を農業や漁業、鉱山の有望な「未開地」と見なすイメージが広く一般的に見られる。この問題について詳しくは、山口、前掲論文、木村健二「明治期日本の調査報告書にみる朝鮮認識」（前掲『近代交流史と相互認識Ⅰ』）所収）を参照。

79) 前掲、『太陽』増刊第10巻9号『満韓大観』、54-61頁。

まったことではないとして歴史的に「論証」が行なわれる。日本人は「韓人種と同一系統を有したり」という「日鮮同祖論」に関しては注意深く断定を避けているが⁸¹⁾、儀式・習慣・風俗が大部分共通しており、「日韓両国が太古より早く往来交通したりしは疑ひもなき事実なるを認むべし」と、両国の文化的相似性を認めている⁸²⁾。

しかし、注目すべきは、「神皇皇后の朝鮮征伐」は、「新羅が熊襲と内通して太和政府を苦しめむとするの陰謀」に原因があり、「決して侵略的政策より出でたるに非ずして、他の不義不信を膺懲するを目的としたる」とされていることである。「征伐」後の皇后による訓令も「一切の掠奪を事とする勿れ、平和の民を害する勿れ」という「近代の文明主義と適合」していると、「古代」においても日本の道義的優位性を強調していた⁸³⁾。

この「歴史」から、「朝鮮は初め純然たる日本の属邦たりしに、中ごろ支那に服従して屢々日本の征伐を蒙り、近世に至り日本の擔保に依りて独立国と為り、其の独立の侵害者に対しては、日本国民は人命と財貨とを投するを吝まず」と述べ、その観点から日本にとっての韓国はイギリスにおけるエジプト以上の関係であるので、日本は韓国の文明と富を増進させねばならないと主張している⁸⁴⁾。つまり、韓国は日本にとって文化的に近い存在だが、歴史的に日本の優位性は前提とされ、近代以降の文明と西洋的制度の遅れから、日本はますます韓国を導かねばならないとされたのである。

以上のように、『日露戦争実記』（『日露戦争写真画報』）臨時増刊『韓国写真帖』や『太陽』増刊の『満韓大観』では、日本の優位性や韓国の遅れ、そして歴史的経緯に基づいて日本の韓国支配がますます正当化されたのであった。

そして、日露講和が近づいた7月頃から、韓国での支配権確立を露骨に唱える

80) 同上、63頁。

81) この時期の「日鮮同祖論」に関しては、小熊英二『単一民族神話の起源』（新曜社、1995年）第5章、森山、前掲論文「野党政治家、言論人の韓国観—『同化主義』との関連から」を参照。

82) 前掲、『太陽』増刊第10巻9号『満韓大観』、64頁。

83) 同上。

84) 同上、67-68頁。

論説が目立つようになる。例えば、『時事新報』は、「我政府が目下の機会に際し対韓の処置に更に一步を進め他国の既得権を尊重すると共に事実上に朝鮮に対する我優越権を確認せしむるに充分なる地位を成さんことを至に堪へざるなり」と主張した⁸⁵⁾。また、『万朝報』は韓国の航路・鉄道・経済などの分析を行なった上で、「主権の一切の代理行使を我国に委任せしむること」が必要だと結論づけたのである⁸⁶⁾。

では、この時期になぜ韓国の立場に配慮した主張がメディアから消えることになったのかを検討したい。

第一に、やはり日露戦争の戦勝と戦争に伴う被害の大きさ、そしてそれによるナショナリズム高揚の影響が大きかったと言うべきであろう⁸⁷⁾。各紙は、天長節・旅順陥落・紀元節のようなイベントを大きく報じて、韓国荒蕪地開拓案の時は異なり、次第に韓国内部の抵抗状況に注意を払わなくなってきたのである。

第二に、ナショナリズムが高まりつつある中で「リベラル」勢力は不人気になっていたことが挙げられる。前述したような韓国擁護の論陣を張っていた『週刊平民新聞』が経営難のために1月29日で終刊してしまい、『東京二六新聞』の発行部数が伸び悩んだのも、彼らの苦境を物語っている。1905年に入ると、以前より強硬な言説が増加するのも、このような風潮が影響を与えているのであろう。

85) 『時事新報』1905年7月7日「今日の時機を逸す可からず」。

86) 『万朝報』1905年8月12,13日「謬れる対韓政策」。

87) ポーツマス講和条約反対運動である日比谷焼打事件の研究は、戦争中に課された重税の負担、および人命にも多くの犠牲を出した民衆の不満が暴動につながったことを指摘している。日比谷焼打事件の研究は枚挙に暇がないが、中村政則・江村栄一・宮地正人「日本帝国主義と人民―『九・五民衆暴動』(=「日比谷焼打事件」)をめぐって―」(由井正臣編『大正デモクラシー』所収、有精堂、1977年。初出は、『歴史学研究』第327号、1967年)、松尾尊允『大正デモクラシー』(岩波書店、1974年)、アンドルー・ゴードン「戦前日本の大衆政治行動と意識を探って―東京における民衆騒擾の研究(1905~1918年)―」(『歴史学研究』第563号、1987年)、能川泰治「日露戦時期の都市社会―日比谷焼打事件再考―」(『歴史評論』第563号、1997年)などが挙げられる。

また、櫻井良樹氏は、戦争中から戦勝祝捷会などの催しにより民衆が多数集まる機会があったこと、また、当初は政府が祝捷会を禁止したが民衆の反対で守られなかったことを明らかにして、民衆の主体性を従来の研究より明確に示している。櫻井、前掲書第1章「日露戦時の民衆運動と日露講和騒擾」(初出は、「日露戦時における民衆運動の一端」として、『日本歴史』第436号、1984年に発表)。

さらに、第三として、韓国擁護論の中には日本の統治を認めてしまう要素もあったことが挙げられる。例えば、安部の思想には文明国の日本が非文明国の韓国を教育して文明国の地位に引き上げようという発想が存在したが、このような考え自体は韓国に強硬な意見を唱える新聞と同じであった。日本政府の政策が韓国の利益を損なわない程度のものであれば反対しないという姿勢は安部の論説にも見られるので、段階的に支配を進めていく政策に対して批判する視点が弱くなってしまったのではないかと思われる。

V 韓国統治の方法に関する議論

ここでは、韓国保護国化に至る過程で重要な意味を持った第二次日英同盟および第二次日韓協約に関する評価を論じることにする。

第二次日英同盟は8月12日にロンドンにおいてランズダウン (Henry Lansdowne) 外相と林董駐英日本公使との間で締結され、9月27日に公布されたが⁸⁸⁾、これは以下に示す条文から成っていた⁸⁹⁾。

まず前文で、日本政府とイギリス政府は1902年1月30日に締結した協約に代えて新約款を調印したが、この目的は、(イ)「東亜及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること」、(ロ)「清帝国の独立及領土保全並清国に於ける列国の商工業に対する機会均等主義を確実にし以て清国に於ける列国の共通利益を維持すること」、(ハ)「東亜及印度の地域に於ける両締約国の領土権を保持し並該地域に於ける両締約国の特殊利益を防護すること」とされている。

条本文は八条から成っていた。

第一条では、前文に記されたイギリスもしくは日本の権利や利益が脅かされた場合、その利益を擁護するために両国政府が相互に通告して、十分に協力することが定められている。

第二条は、「両締約国の一方か挑発することなくして一国若は数国より攻撃を

88) 第二次日英同盟交渉に関する優れた先行研究として、Nish, *op.cit.*, pp.298-344. がある。

89) 第二回日英同盟協定の原文は、前掲『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻、241-242頁。

受けたるに因り又は一国若は数国の侵略的行動に因り該締約国に於て本協約前文に記述せる其の領土権又は特殊利益を擁護せむか為交戦するに至りたる時は、「他の一方の締約国は直に來りて其の同盟国に援助を與へ協同戦闘に當り講和も亦双方合意の上に於て之を為すへし」とされた。

第三条は、「日本国は韓国に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て」イギリスは日本が「該利益を擁護増進せむか為正当且必要と認むる指導、監理及保護の措置を韓国に於て執るの權利を承認す但し該措置は常に列国の商工業に対する機會均等主義に反せざることを要す」である。交渉で最も大きな争点の1つとなった韓国条項であるが、結局、列国の韓国における機會均等を守ることで、日本の韓国保護国化がイギリスによって認められたのであった。

第四条は、イギリスは「印度国境の安全に繋る一切の事項に關し特殊利益を有する」ので、日本は「前記国境の附近に於て大不利顛国か其の印度領地を擁護せむか為必要と認むる措置を採るの權利を承認す」である。韓国条項と並んで最も大きな争点となった条文だが、対象をインドの領土に限定することで日本の承認を得た。

第五条は、「兩締約国は孰れも他の一方と協議を経すして他國と本協約前文に記述せる目的を害すへき別約を為さざるへきことを約定す」であるが、これは第一次同盟協約でも定められていたことである。

第六条では、「現時の日露戦争に対しては大不利顛国は引続き厳正中立を維持し若し他の一国若は数国か日本に対し交戦に加はるときは大不利顛国は來りて日本国に援助を與へ協同戦闘に當り講和も亦双方合意の上に於て之を為すへし」ことが定められた。

第七条では、「兵力的援助を與ふへき条件及該援助の實行方法は兩締約国陸海軍当局者に於て協定すへく」とされた。

第八条では、「本協約は第六条の規定と抵触せざる限り調印の日より直に実施し十箇年間効力を有す」とされ、終了12ヶ月前までにいずれかの国が廃止する意思を通告しない時は、締約国の一方が廃棄の意思を表示した日からさらに1年間有効であり、ただし、終了期日に同盟国の一方が交戦中の場合は、講和実現まで同盟は継続することが決められた。これは、有効期限の違いを除くと、第一次日

英同盟協約と同様の規定である。

この同盟に対して、以前から同盟の拡張に反対していなかった『万朝報』は⁹⁰⁾、同盟範囲の拡張・攻守同盟への性質の変化・期限を10年間にしたことは、「東亜の平和」だけでなく「世界全局の平和」につながり、他国が戦争の拡大を恐れて大戦争を予防する効果があるなどの点で積極的に賛成した⁹¹⁾。

また、日英同盟三周年を機に積極的に同盟を礼賛していた『国民新聞』は⁹²⁾、「日英の関係が、疎より精に入り、淡より濃に入りたる」として、「新同盟の成立は、当同盟の自然的発展」であると歓迎した⁹³⁾。そして、その際に「日英新同盟によりて、韓国に於ける、帝国の保護権の一層明瞭となりたる」ことは、「日露平和条約」とともに「我が対韓政策の上に於ける、較著なる保障と云ふを得可し」と、対韓政策に与える影響についても言及するのを忘れてはいなかった⁹⁴⁾。

ただし、注目すべきは、韓国を保護国にしても、日英同盟・日米間・日露戦争で掲げた大原則である極東における門戸開放・商工自由は遵守して、英米だけでなくロシアさえも加わって自由競争を行ない、「閉鎖主義、排外主義の如きは、帝国自ら之を取らざる」と断言していることである⁹⁵⁾。これには、日英同盟改定は「極東に於て、今後十個年の平和を与へたり」ことから、実業家による「商業

- 90) 『万朝報』1905年1月29日「日英同盟の将来」。『万朝報』1905年3月20日「日英同盟の将来」でも、日露戦争を優勢に進め、極東の大勢力となった日本とイギリスとの同盟は「日本の大成功なりしが如く、英国の大先見に非あるなき乎」と賞賛されている。
- 91) 『万朝報』1905年9月29日「新たなる日英同盟」。『報知新聞』1905年9月29日「改訂日英同盟」も同じ観点から賛成し、大隈重信による第二次日英同盟賛成論も長期にわたって掲載している。『報知新聞』1905年9月29,30日,10月1,2,3,4日「日英同盟と大隈伯(一)～(六)」。
- 92) 『国民新聞』1905年2月12日「日英同盟協約の考績」。
- 93) 『国民新聞』1905年9月28日「日英新協約」。
- 94) この翌日には、日韓の「保護関係に繋る細大の規定」が成立することを望む論説も掲載している。『国民新聞』1905年9月29日「韓国の地位」。
なお、『日本』1905年9月29日「新協約の効果」も、日英同盟の強化を喜びながら、「露に於て我が保護国たるを認めしも」韓国が「狡策を弄して波乱を巻き起んとするも測られず」状況だったが、「英国が率先して我が優越権を承認し」たことが「新協約の効果の最も著しく現はるべき所なり」と、韓国に関する決定を高く評価している。
- 95) 『国民新聞』1905年10月4日「自由競争」。

的帝国政策」の好機であるという認識も影響しているであろうが⁹⁶⁾、英米への配慮も窺うことが出来る。

『万朝報』や『国民新聞』と同様に、『時事新報』も同盟の性格が変更した点にすべて賛成し、さらに「韓国に就ては日本の保護権確立を認めながら列国の商工業に対する機会均等主義に反せざるを明にしたるは列国に於ても満足する所なる可し」と、欧米列強との関係から韓国における機会均等主義を認めたことを評価したのである⁹⁷⁾。そして、「日英新協約は此関係をますます明確にしたることとなれば今や朝鮮が我保護国たる事実は永遠に確定」しているが、「外交権に関する規定の不完全なる為未だ国民をして十分に安心せしむるを得ず」状態なので、「朝鮮をして向後一切の外交権を我に委任することを承諾せしめ同時に此件を列国に宣言するに在るのみ」と、日英同盟で認められた韓国の保護権確立を実行すべきことを訴えた⁹⁸⁾。

『東京日日新聞』は、インドへの同盟範囲の拡張は日本にとって「多大なる犠牲」だが、イギリスとの同盟を強固にするためには、この「犠牲」を進んで引き受けるべきであると同盟に賛成し、やはり韓国における優越権が認められたことを評価している⁹⁹⁾。

一方、『東京二六新聞』は同盟締結前から厳しく批判していた。「同盟の効力を印度支那以西にまで」及ぼすならば、日本は欧州列強、特に英露対立に巻き込まれる。また、日印貿易は全体の貿易額に比べれば一小部分に過ぎず日本が同盟範

96) 『国民新聞』1905年10月6日「実業家と日英同盟」。日英同盟により保障された「平和」が、韓国・清国での経済活動に有利に働くという認識は、第一次日英同盟成立時においても日本の言論界・経済人に存在していた。これに関しては、片山、前掲論文(1)、774-775頁を参照。

97) 『時事新報』1905年9月28日「新日英同盟条約の発表」。

98) 『時事新報』1905年10月5日「列国に宣言す可し」。この論説では、日露講和条約は不完全なものだが、「其中にも戦勝の効果と認む可きは朝鮮の保護権にして此権利ことは我国民が幾千百年の後までも十襲珍藏す可き宝貨なる」と述べている。

99) 『東京日日新聞』1905年9月28日「日英同盟協約の更新」。『都新聞』は、1905年9月30日「日英協約に就て」のような同盟反対論も署名記事で掲載したが、基本的には『東京日日新聞』と同じ理由で賛成の立場だった。『都新聞』1905年10月1日「日英新協約」。また、公布以前ではあるが、同紙は韓国における優越権を確実なものにするために、「今の如き顧問制度は断然廃棄せざるべからず。直ちに日本人内閣を韓の朝廷に組織せよ」と非常に極端な提言も行なっている。『都新聞』1905年8月23日「韓国の日本人内閣」。

困を拡張する利益がない。以上の二点から「独り英国にのみ利益ありて、日本に危害ある範囲の拡張に反対を表す」と、同盟による巻き込まれ論の視点から反対した¹⁰⁰⁾。『日露戦争実記』にも、「英国の利益を保障する為め財力を竭して軍備を拡張することとならんも知る可らず」と国益に関係のない軍拡に利用されることを懸念する意見が掲載された¹⁰¹⁾。

戸水寛人は同盟範囲がインド方面まで拡張されたことは日本にとって不利益であると指摘しつつも¹⁰²⁾、「日英新条約は第一我が邦人が韓国に於て利権を發達するに非常なる便益を与へたり」と、韓国における「我が国権国利を扶植し發展」させることから評価している¹⁰³⁾。

このように、第二次日英同盟には批判的な見解も存在したが、同盟への不満を持つ新聞でも10月のイギリス艦隊来航は歓迎した¹⁰⁴⁾。横浜港・神戸港に寄港したイギリス東洋艦隊への歓迎は、イルミネーションが派手に飾られ、祭のように盛大に行なわれたが、この直後には日本の艦隊による大観覧式もあって、一大イベントになったのである¹⁰⁵⁾。

また、同盟に批判的な論者も韓国に関する同盟の規定に関しては高く評価していた。そのため、これ以降、同盟改訂を根拠として韓国への保護権確立を求める要求がさらに強まった。例えば、『東京二六新聞』は「今や韓国は一に日本の監制、指導に服せざる可からず。日英協約の宣示する所、日露条約の至理とする所」に明らかであると述べている¹⁰⁶⁾。

では、11月17日に締結された第二次日韓協約への評価はいかなるものだったの

100) 『東京二六新聞』1905年8月2, 3, 4日「同盟問題(上・中・下)」。

101) 『日露戦争実記』第95編「日英新約の發表(卑屈政府の瀾縫材料)」(1905年10月3日)。

102) 『報知新聞』1905年10月10日「日英同盟事項拡張の利害(一)」。

103) 『報知新聞』1905年10月13日「日英同盟事項拡張の利害(四)」。

104) 『国民新聞』1905年10月12日「同盟国の艦隊」、『東京二六新聞』1905年10月13, 14日「東京市の英艦隊歓迎」、『万朝報』1905年10月12, 13, 14, 15日「英国艦隊の歓迎」、「英艦将士歓迎」、「時事新報」1905年10月11日「英国艦隊を歓迎す」、『東京日日新聞』1905年10月11日「英国艦隊を歓迎す」、「報知新聞」1905年10月12日「同盟国の佳賓を迎ふ」などを参照。

105) 千葉功「日露戦争の『神話』—日露戦争とその後の日本社会—」(小風秀雄編『日本の時代史23アジアの帝国国家』所収、吉川弘文館、2004年4月)、261-262頁。

106) 『東京二六新聞』1905年11月15日「韓国民の地位」。締結後の『東京二六新聞』11月21日「対韓新条約」も同様の主張。

であろうか。この協約は、朴齊純外部大臣と林権助駐韓公使との間で、正確には11月18日の午前1時半に調印されたが、以下のような内容であった¹⁰⁷⁾。

前文では、「日本国政府及韓国政府は両帝国を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめんことを欲し韓国の富強の実を認むる時に至る迄此目的を以て左の條款を約定せり」として、次の五条が定められている。

「第一条 日本国政府は在東京外務省に由り今後韓国の外国に対する關係及事務を監理指揮すべく日本国の外交代表者及領事は外国に於ける韓国の臣民及利益を保護すへし

第二条 日本国政府は韓国と他国との間に現存する条約の実行を全うするの任に当り韓国政府は今後日本国政府の仲介に由らすして國際的性質を有する何等の条約若くは約束をなさざることを約す

第三条 日本国政府は其代表者として韓国皇帝陛下の闕下に一名の統監（レヂェントゼネラル）を置く統監は専ら外交に関する事項を管理する為め京城に駐在し親しく韓国皇帝陛下に内謁するの權利を有す日本国政府は又韓国の各開港場及其他日本国政府の必要と認むる地に理事官（レヂェント）を置くの權利を有す理事官は統監の指揮の下に従来在韓国日本領事に属したる一切の職權を執行し並に本協約の條款を完全に実行する為め必要とすへき一切の事務を掌理すへし

第四条 日本国と韓国との間に現存する条約及約束は本協約の條款に抵触せざる限り総て其の効力を繼續するものとす

第五条 日本国政府は韓国皇室の安寧と尊嚴を維持することを保証す」

この協約の成立をもって、日本はついに韓国の外交權を奪い、現実に韓国を保護國化したのである。前文では、「韓国の富強の実を認むる時に至る迄」とされていたが、日本の政策決定者の中で将来韓国に外交權を返還しようと考えているものは存在しなかった。

『国民新聞』は、以下のように協約を高く評価している。従来、極東の平和は韓国の動揺のために紊乱されていて、その動揺は外交の不統一に起因していたが、

107) 「第二次日韓協約」の原文は、前掲『日本外交年表並主要文書1840-1945』上巻、252-253頁。

韓国が外交権を日本に委ねたことによって、「極東の平和は、愈々鞏固に保障せられ」た。そのため、韓国は「最早外交上には顧慮なく、安心して、内政改善に其の全力を傾け得べく。内政改善に対しては、我が帝国は、有益なる助言と、有力なる援助とを与ふるを吝まざれば也」と、第二次日韓協約の貢献を韓国の外交的混乱の可能性を除去し、内政改善に集中出来ることに求めた¹⁰⁸⁾。また、『日露戦争実記』には、「事実上の属国が、明文上に於ても全く我属国となり了りたるは、賀す可き事と謂ふ可し」という記事が掲載された¹⁰⁹⁾。

そして、『国民新聞』は、伊藤への投石事件に対して「韓国の恩人たる伊藤大使に向て、無体、不都合の言動を逞ふせんとするものあらんとは」と怒りをあらわにして、「我が対韓の国是に至りては、今後如何なる事故の出来るも、決して用捨する所にあらず」と強硬な姿勢を示している¹¹⁰⁾。

だが、このような賛成派は必ずしも多くなかった。意外なことに、外交権を奪ったにもかかわらず、この協約および政府の対韓政策には厳しい批判が浴びせられたのである。

『時事新報』は、第二次日韓協約の意義を認めながらも、「我が従来に対韓策は一定したる大方針より出でずして其時々之の継ぎ足し政策の相重なりて今日に至りたるが如き観」あると政府による対韓政策を批判し、台湾に対して一省を設けたように、「朝鮮に関する全般の指揮、監督、統轄を為すためには中央政府部内に然る可き統一の機関を制定する」べきであるとの意見を提示した¹¹¹⁾。『日本』は、イギリスのクローマー卿 (Lord Cromer) が一生をエジプトに捧げているように「韓地に一生を卒るべき堅実なる人物の就任せんことを望む」と、その「大なる責任」に注意を促している¹¹²⁾。

108) 『国民新聞』1905年11月21日「日韓新協約」。なお、『国民新聞』1905年11月23日「保護国の外交権」では、韓国の「治平と、繁栄とを保つ」ために韓国皇帝の尊厳を維持し、皇室の安泰を保障することが必要であるとしていた。

109) 『日露戦争実記』第106編「日韓新協約の確定」(1905年12月3日)。

110) 『国民新聞』1905年11月24日「伊藤大使の遭難」。なお、ここで批判されているのは、11月22日に、汽車に乗っていた伊藤が韓国人の投石によって顔面に軽傷を負った事件である。1905年11月22日付桂太郎宛林権助電報「伊藤侯搭乘列車に投石暴行ありたる件(二)」、前掲『日本外交文書』第38巻第1冊、951頁。

111) 『時事新報』1905年11月26日「保護国統治機関」。

112) 『日本』1905年11月24日「韓国統監の職」。

また、『万朝報』は、韓国の山林・江河・港湾・農業・鉱業・漁業・幣制を分析した上で、第二次日韓協約は外交権しか奪っていないと批判し、外交だけでなく、財政・軍事・司法・警察など諸権を全て奪って韓国主権の一切を日本に委任させるべきであるとした¹¹³⁾。

そして、『報知新聞』は、「帝国政府が施設する対韓策を見よ、政府の眼中に韓国人民なるものありや」と問いかけ、「曰く否、政府の所謂る韓国とは、李氏の王朝及び其左右の廷臣あるのみ、政府は実に二千万の韓人を見ざるなり」と激烈に批判し、これを改めない限り「韓国の将来は永遠の暗黒あるのみ」としている¹¹⁴⁾。同様に、『東京日日新聞』は、「対政府皇室策を主眼とし、対国土人民策を第二に置く」のは「主客本末を転倒するの観ある」と政府の対韓政策を批判し、さらに「保護」の方法としては、「懐柔威圧」よりも「同化融合」を第一義にして、「我政府人民の公明正大なるを周知せしむるに努めんこと」を提唱した¹¹⁵⁾。協約成立後は、「韓国に対する帝国の宗主権を確定」したことは同時に「帝国の責務を加重するもの」であるとしている¹¹⁶⁾。

『毎日新聞』も、保護権の確立によって「韓民を隷属視せんとするの謂に非ず」、韓国の「開進を計らんと欲するに在り」として、韓国人の「進歩」を目標とすべきだと論じた¹¹⁷⁾。同紙は、韓国人の「教化」によって「同化」を図り、「韓国をして我日本の兄弟国たらしむる」ことをすでに主張していたが¹¹⁸⁾、同化政策は衆議院議員であり、毎日新聞社長でもある島田三郎の持論だったことが理由である。島田は、韓国民族を隷属化することは現実的ではなく、また韓国が今のような状態では、また国際的紛争がいつか起こるかもしれないので、その対策として教化により文明に導くという方法が最善であるとしたのである¹¹⁹⁾。

113) 『万朝報』1905年11月20日「韓国保護条約」、『万朝報』1905年11月25日「新条約の遺漏」。『万朝報』1905年11月28日「実地に補修すべし」では、成法に規定がなくても統監の権限として徐々に外交権以外も奪っていくべきだと主張している。

114) 『報知新聞』1905年11月18日「対韓策の病根」。『報知新聞』1905年11月20日「韓国処分之落着」でも、「韓国に於る帝国利益の安固」とともに、「韓民救護」が将来の大問題であるとされている。

115) 『東京日日新聞』1905年11月13日「韓国経営の眼目」。

116) 『東京日日新聞』1905年11月22日「日韓協約と帝国の地位」。

117) 『毎日新聞』1905年11月20日「保護条約の成立」。

118) 『毎日新聞』1905年8月1日「韓人同化の急要」。

ここでの議論をまとめると以下ようになる。

第一に、第二次日英同盟に批判的な新聞も、韓国に関する規定では同盟を高く評価したように、あらゆる新聞は韓国保護国化を求めている。しかし、第二次日韓協約に対して手放しでの賛成は少数であった。例えば、『国民新聞』は韓国内政改善に集中できる環境が整ったと評価したが、『時事新報』が今後は統一的な政策を求め、『日本』は統監には大きな責任があると注意を促している。また、『万朝報』は、外交権だけでは不十分であると過激な批判を展開していた。

第二に、保護国としたことによって、従来以上に韓国人民の「進歩」を導かねばならないという主張が増加した。一方では、韓国皇帝に対して一種の尊敬の念を持ち、彼に対する日本の助言から内政改善を図ろうという意見が存在したが¹²⁰⁾、問題のある発想であるからにせよ、保護条約時に韓国人民のことを第一に考えなければならないと述べ、そのために日本人との「同化」を主張する新聞が少なからずあったことは注目すべきであろう。

VI 結論

以下に本論文の結論を述べる。

第一に、すでに日露戦争が勃発し、韓国も日本軍に占領されている状況の中では、韓国を真の意味で独立国として維持するのは極めて困難であったが、その中でも『東京二六新聞』や『週刊平民新聞』のような主張が存在したことは重要である。例えば安部は、鉄道経営や開墾事業で韓国人が主体となり、日本人は資本の提供にとどまるべきことを述べ、同様の視点からこれらの新聞は日本の保護国化に反対する論説を掲載した。彼らは、非現実的と考えたためか、すでに締結された日韓議定書の廃棄は主張せず、前述のような緩やかな支配を政府の政策に対

119) 『太陽』第11巻第5号、島田三郎「対韓政策の基礎」(1905年4月1日)。

120) 『報知新聞』1904年7月5日「韓皇謁見之記」には、6月25日に行なわれた日本の新聞記者たちと韓国皇帝との謁見の様子が石川半山によって記されているが、ここでは高宗皇帝に対して「韓皇の外交的態度は世界列国の帝王と比肩して毫も遜色あるを見ず」など、謁見した者たちの中で、極めて高い評価が与えられた。翌年のこととなるが、『太陽』臨時増刊第11巻第9号『世界之帝王』(1905年6月15日)でも高宗は大きな扱いを受けている。

する代案として主張したのである。

第二に、日韓議定書成立時には、政府以上に強硬な政策を提案する新聞は少なく、むしろ列強との関係から慎重な意見を唱える論者もいたが、本論で見たように、日露戦争から戦後にかけての言論界の動向は、主として戦争の熱狂を原因として強硬化していったと言えるだろう¹²¹⁾。1904年の時点では、『東京二六新聞』や『週刊平民新聞』のように韓国の立場に理解を見せる新聞も存在したが、1905年の段階では、そのような議論は紙面に掲載されなくなっていた。そして、日露戦争以前は非戦論の砦であった『万朝報』や、かつては対外論で穏健な姿勢を採っていた『東京二六新聞』ですらも、対外硬派の『東京朝日新聞』とさほど変わらぬどころか、より強硬な論調になっていったのである。

第三に、『日露戦争実記』（『日露戦争写真画報』臨時増刊『韓国写真帖』や『太陽』増刊『満韓大観』で明確に示されたように、韓国は、近代的な政治・教育・軍事制度が整っておらず、列強の干渉を受けない独立国ではないとされ、それ故に、文明的ではないと見なされたのである。そして、文明を基準にした日本の優位性によって日本の韓国支配は正当化されたのであった。

第四に、保護国としたことによって、韓国人民の「進歩」を導かねばならないという主張が増加したことは重要だと考えられる。これは、日本の安全保障のためには、列強に利用されないように、韓国が文明化した独立国にならねばならないという理由から行なわれた面もあり、また、他民族を導くという思想の傲慢さや、他民族の消滅につながる「同化」論の問題性は、論を待たないであろう¹²²⁾。

だが、現在から見ると歪んだ思考構造であるが、当時の文脈では、彼らなりに韓国人民の立場に立って日本政府を批判する視点はここにしか存在しなかったのかもしれない。そして、これはかつての『東京二六新聞』による言説と実は共通

121) 民衆と戦争との関わりについては、大濱徹也『庶民のみた日清・日露戦争—帝国への歩み—』（刀水書房、2003年。初版は『明治の墓碑「日清・日露」—埋れた庶民の記録—』と題して、秀英出版より1970年に刊行）を参照。

122) 注目すべきは、韓国人が日本人と「同化」することが、韓国人を日本人と同じ地位に引き上げ、場合によっては追い越されることになるという「同化の矛盾」は、まだこの時期には現実的な危惧として唱えられていなかったことである。なお、この問題に関しては、森山、前掲論文「野党政治家、言論人の韓国観—「同化主義」との関連から」、241-242頁において指摘されている。

点があったのではないであろうか。ともに日本の利益を損ねない程度に韓国人民の利益を図るべきであるという発想を持っていたが、保護国化以降は、このような新聞によって日本の対韓政策は厳しい目にさらされることになったのである。